

安心・安全で，市民生活と調和した「民泊」の実現

誰もが安心して暮らせる市民生活の実現と，宿泊観光の向上の両立に向け，宿泊客と周辺住民の安心安全の確保，及び周辺住民との調和を前提に，地域の実状に応じた「民泊」を推進するため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地域の実状に応じた「民泊」の運用を可能とする仕組みの構築
- (2) 管理業者や仲介業者への実効的な指導・監督
- (3) 「民泊」の指導・監督等に当たって新たに生じる財政負担への支援や制度の改正

(厚生労働省，観光庁)

現状・課題

1 急増する無許可営業「民泊」が引き起こすトラブルに対する本市の取組

(1)「民泊通報・相談窓口」の設置

平成28年7月に全国に先駆けて開設。これまでに2,600件を超える苦情に対し、3,490回に及ぶ現地調査を実施し、343箇所を営業中止に。

(2)「民泊」対策に特化した専門チームの設置

平成29年4月に設置。10月には20名体制に強化し、全力を挙げて現地調査や指導を実施中。

2 住宅宿泊事業法の課題

観光立国推進法の基本理念として、地域における創意工夫を生かした主体的な取組の重要性が謳われているにもかかわらず、住宅宿泊事業法では、市民生活との調和を損なう民泊の問題点の多くについて、その規制が条例に委任されていない。

このまま、全国一律の規制緩和が進むと、市民・観光客双方の安心・安全が損なわれ、民泊が「観光立国」のブレーキになりかねない。

3 本市の実情に応じた民泊の在り方の検討

このため、本市では、平成29年9月に「京都市にふさわしい民泊の在り方検討会議」を設置し、外部有識者により、民泊の適正な在り方について検討。3回の会議を重ね、ルール骨子案をまとめた。

(第3回検討会議のルール骨子案)

課 題	ルール骨子案
迷惑行為防止に係る説明が宿泊者に行き届かず、騒音やタバコのポイ捨てなどの苦情が発生	本人確認の対面での実施
騒音などのトラブルや火災など緊急事態の発生時には、即座に対応が必要	管理者の原則常駐及び駆けつけ要件の設定
事業者と地域との信頼関係が構築されないまま事業が始まることで、周辺住民とのトラブルが発生	周辺住民等への事前説明

要 望

1 地域の実状に応じた「民泊」の運用を可能とする仕組みの構築

上記のルール骨子案にあるように、住民に対して責任を負う自治体が、地域の実状に応じて、市民生活と調和し、宿泊客の安心・安全が確保された民泊を実現するために、必要な規制・ルールを条例等により決められるようにすべき

2 管理業者や仲介業者への実効的な指導・監督

(1) 管理業者による住宅宿泊事業法の適正な運用を徹底させるべき

(2) 仲介業者の運営サイトにおける無許可・無届施設の掲載削除をはじめ、施設の所在地や旅館業法及び住宅宿泊事業法上の許可番号・届出番号の掲載等を義務付けるべき

3 「民泊」の指導・監督等に当たって新たに生じる財政負担への支援や制度の改正

自治体が届出業務を円滑に行い、かつ、違法事業者への指導を徹底的に進めるための体制整備への支援や手数料の徴収を可能とするような制度改正等が必要

効 果

本市において、市民生活と調和した「民泊」を進めることは、全国各地で起こりうる問題の解決方法を示し、豊かな国民生活の実現と「観光立国・日本」の推進に貢献